

投資信託等の運用に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成18年 3月 9日改正
平成20年 7月10日改正
平成20年 9月19日改正
平成26年 7月17日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 9月19日改正

この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則（以下「規則」という。）に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。

1 規則第4条の3に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 組入れ投資信託証券が採用する運用戦略の内容及び考え方

イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジなどが考えられる。

ロ また、運用戦略が投資元となる投資信託の商品性とその想定顧客層にふさわしいものとなっているか確認する必要がある。

ハ その結果、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えられることが重要である。その上で、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると判断できない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。

ニ さらに、投資信託証券の組入れ後、運用戦略の妥当性に疑義が生じ、その実施状況や実在性を委託会社が確認する必要が出てきた場合には、取引記録などの取引の明細の提供を受けることが必要となる可能性があることに留意しなければならない。その上で、運用戦略が適切に実施されていることが確認できない場合には、受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。

(2) 組入れ投資信託証券が保有する財産管理の方法に関する考え方及び具体的な項目

イ 財産管理の方法として、組入れ投資信託証券における現金は、専業のカストディアンのほかプライム・ブローカー（各種金融取引の集中的な相手方となり、取引に付随した保管業務・決済業務・信用供与・その他総合的な金融サービスを提供する者をいう。以下同じ。）に預託されるものと考えられる。（この場合、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条（2）ハに留意すること。）

また、デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）や直物及び先物外国為替取引（外国為替の取引及び予約取引をいう。）（以下、「デリバティブ取引等」という。）を行った場合には、現金が当初証拠金（IM）や変動証拠金（VM）として差入れられるものと考えられる。

ロ 上記イに記載の財産管理の方法を前提として、デリバティブ取引等が運用のほとんどを占め、かつ高頻度の取引を行う運用戦略（これらの取引と類似の取引を行うため運用実態の把握が困難と委託会社が判断するその他の運用戦略を含む。）

のうちプライム・ブローカーに資産の大半を預託するもの（以下、「特殊戦略」という。）においては、取引相手と授受をする証拠金や決済代金の額が大きくなりまた頻度も多くなる可能性があるため、専門カストディアンではないプライム・ブローカーにおける現金の管理の状況を把握することが必要である。そのため、現金の管理の状況の把握にあたっては、プライム・ブローカーにおける現金の分別管理の状況、現金管理に関する業務再委託の有無などの確認のほか、運用報告書における財務諸表との関係を把握するなどのために、プライム・ブローカーから残高証明書や取引明細などの必要な情報を取得可能である事を当初 DD 時に確認するものとする。

ハ 特殊戦略においては、組入れ投資信託証券の運用を行う運用会社を通じて、上記ロを前提に現金の管理の状況や取引の実態を確認する必要がある。運用会社からの説明や開示情報が納得のいくものではない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。

ニ カストディアン、プライム・ブローカー、ファンド・アドバイザー、ミニストレーター及びトランスファー・エージェントなどの組入れ投資信託証券または運用会社などから業務委託を受けている業者に変更がある場合には、見逃しているリスクがないかどうか、留意する必要がある。

(3) 当初 DD、定期的 DD 及び臨時 DD における確認内容は上記（1）及び（2）の記載内容のみに限定されるものではなく、組入れ投資信託証券の採用する運用戦略やスキームに応じて、委託会社が適切と考える範囲と深度をもって行うこととする。

また、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。

さらに、組入れ投資信託証券の運用を行なう会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう。）は維持しつつ、当初 DD、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。

2 規則第4条の4に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 外部委託する運用戦略の内容

イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジ、などが考えられる。

ロ 運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えられることができるかが重要である。その上で、運用戦略を理解でき、妥当であると判断できない場合には、運用戦略の外部委託を行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、運用戦略の外部委託の解約も検討しなければならない。

(2) 定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、そ

それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。

また、運用の外部委託を行なう先の会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう）は維持しつつ、当初DD、定期的DD、臨時DD及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。

3 規則第17条の2第2項第1号に規定する自主規制委員会で定める国は、次に掲げる国（地域を含む。）とする。これらの国について、環境等において変化があった場合であっても適切な対応ができるよう必要な社内管理態勢の整備に努めるものとする。

- (1) 日本国
- (2) アイルランド
- (3) アメリカ合衆国
- (4) イタリア共和国
- (5) オーストラリア連邦
- (6) オーストリア共和国
- (7) オランダ王国
- (8) カナダ
- (9) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
- (10) シンガポール共和国
- (11) スイス連邦
- (12) スウェーデン王国
- (13) スペイン
- (14) デンマーク王国
- (15) ドイツ連邦共和国
- (16) ニュージーランド
- (17) ノルウェー王国
- (18) フィンランド共和国
- (19) フランス共和国
- (20) ベルギー王国
- (21) ポルトガル共和国
- (22) ルクセンブルグ大公国
- (23) 香港特別行政区

4 規則第22条第2項第4号で自主規制委員会が別に指定する不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券については、次に掲げる(1)～(3)の要件を全て満たした上で、公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。

- (1) 各国の現地の監督官庁にて承認および監督され、個人投資家含む幅広い投資家層に公募されている（または提供できる）ものであり、投資家および監督官庁に対しその内容に関する開示（財務諸表に対する監査を含む）が適切に行われているものであること。

- (2) 現地規制等（規制等が存在しない場合には運用会社として規定した価格評価手法等に関するガイドライン等を含む）により価格の透明性が確保され、その価格に基づき売却が可能であるものであると（委託会社として）認められるものであること。
- (3) 流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（信託財産留保額及び解約制限の設定など）が講じられているものであること。

5 投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条第2項ホで自主規制委員会が別に指定する外国投資信託証券については、次に掲げる（1）～（5）の要件を全て満たした上で、公募の投資信託財産又は公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。

- (1) 流動性に乏しい資産（プライベートアセット）に投資することを目的としているものであること。
- (2) 各国の現地の監督官庁にて承認および監督がされているものであること。
- (3) 個人投資家を含む幅広い投資家層に提供されている、または提供できるものであること。
- (4) 資産運用等にあたり資金の借入れが必要とされるものであり、現地規制等（規制等が存在しない場合には投資信託約款および定款等による制限を含む）による借入制限に従い、資金の借入れが投資信託財産の健全性に留意し行われるものであると認められるものであること。
- (5) 流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（信託財産留保額及び解約制限の設定など）が講じられているものであること。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年3月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、この委員会決議の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、これを適用しない。なお、当該投資信託に関し規則第17条の2及び第17条の3に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

*改正条項は、次のとおりである。

2を新設。

附 則

この改正は、令和6年4月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

1及び2を新設、旧1～2を3～4へ条ずれ。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

3を削除、旧4（令和6年4月20日施行部分）を3へ繰り上げ。

附 則

この改正は、令和6年9月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

4及び5を新設。